京都大原の山林文書 (三) 御入木山における山林売買を中心として

田口 標·松下幸司·宇野日出生

京都市左京区大原は、かつては京都市中へ柴や薪を供給してきた古くからの林業地の一つである。しかし、これまで史料に基づく研究は充分に行われてこなかった。筆者らは、大原の山林及び科産物を中心とした史料の発掘及び翻刻作業を進めてきた。第一報では、木柴の生産及び京都への販売を中心に史料の翻刻結果を紹介した。第二報では、大原の山林文書を整理するなかで度々登紹介した。第二報では、大原の山林文書を整理するなかで度々登紹介した。

させている。但し、村別・寺院別の内訳は記載されていない。どは、戸寺村、上野村、大長瀬村、来迎院村、来迎院寺中、勝林院は、戸寺村、上野村、大長瀬村、来迎院村、来迎院寺中、勝林院は、戸寺村、上野村、大長瀬村、来迎院村、来迎院寺中、勝林院は、戸寺村、上野村、大長瀬村、来迎院村、来迎院寺中、勝林院は、戸寺村、上野村、大長瀬村、来迎院村、来迎院寺中、勝林院は、戸寺村、上野村、大長瀬村、来迎院村、来迎院寺中、勝林院は、戸寺村、上野村、大長瀬、上野、戸寺、草江戸時代の大原は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草江戸時代の大原は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草江戸時代の大原は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草江戸時代の大原は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草江戸時代の大原は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草江戸時代の大原は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草江戸時代の大原は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草江戸時代の大原は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草江戸時代の大原は、村田の八か村からなる。

入木山代官に黒木を納めてきたことがわかる。と考えられる。勝林院、来迎院は、一定区域の山林について、御らないが、山林の面積が主要な基準になっていたものではないかのような基準で運上される黒木の把数が配分されていたかはわか

寺院、なかでも勝林院を中心に、御入木山における山林売買を示ら台帳の翻刻結果の紹介は別稿にて行うものとして、本稿では、あったのであろうか。勝林院文書をはじめとする大原関連の文書さて、勝林院及び来迎院の山林面積の推移はどのようなもので

す文書の翻刻結果を紹介したい

二五、史料二六~六二については、分散して所蔵されていたものの山林売渡証文(史料五~二五)、御入木山代官木村宗右衛門がの山林売渡証文(史料五~二五)、御入木山代官木村宗右衛門が勝林院及び来迎院に宛てて出した運上黒木の受取証文(史料二六~六二)の三種に分けることができる。何れも勝林院文書である。史料一~四は、綴じてあった順に掲載した。また、史料五~本報告で使用する文書は、勝林院の購入山林等に関する覚書本報告で使用する文書は、勝林院の購入山林等に関する覚書

ている。以下、翻刻史料の内容を簡単に紹介していく。と、覚書きに含まれている御入木山の一覧は宝暦二年(一八五二)、と、覚書きに含まれている御入木山の一覧は宝暦二年(一八五二)、と、覚書きに含まれている御入木山の一覧は宝暦二年(一七五二)、と、覚書を代順に並べ直して掲載した。文書の作成時期をみるをそれぞれ年代順に並べ直して掲載した。文書の作成時期をみる

みで、宝暦二年(一七五二)と記されている。
ものである。内容を四つに分けることができるため、史料一~四ものである。内容を四つに分けることができるため、史料一~四まず、史料一~四は、勝林院の山林に関する雑記帳ともいえる

分、銀納額は四九匁八分四厘五毛となる。いが、抹消前の数字をみると、山数六七箇所、御入木九九六把九れており、どの数字が宝暦二年時点での数字なのかはっきりしなれており、どの数字が宝暦二年時点での数字なのかはっきりしな

両院から付け届けを行っていたことを示すものである。れていたものと思われるが、この巡見時の対応とは別に、毎年、よる支配地の巡見に関する史料を紹介した。これは不定期に行わ覚書きが事細かく記載されている。第二報では、木村宗右衛門に史料三は、両院から御入木山代官木村宗右衛門への付け届けの史料三は、両院から御入木山代官木村宗右衛門への付け届けの

記載されている。 記載されている。 史料四であるが、これは御用木に関するものである。第二報に とであるが、これらの御入木山の山中には、御用木として指定さ とであるが、これらの御入木山の山中には、御用木として指定さ でいる。マツ二本は元禄年中(一六八八~一七〇四)の立木、マ ツー本とスギ三本は元文六年(一七四一)の立木と記載されてい る。スギー本については、宝暦九年(一七五九)に求めたものと 記載されている。

史料五~二五は、江戸時代中期における山林の売渡証文である。 大保十三年(一八四二)の計二一点について翻刻結果を掲載した。 売渡証文のあて先には勝林院・理覚院・普賢院以外のものが三点 (史料五、二〇、二五)含まれているが、勝林院あての山林売渡証 (史料五、二〇、二五)含まれているが、勝林院あての山林売渡証 文等とともに保管されてきたことを考えると、勝林院と何らかの 関係がある売渡証文ではないかと考えられる。しかし、史料五に は、来迎院内遮那院による奥書が、史料二〇の売主は来迎院村の は、来迎院内遮那院による奥書が、史料二〇の売主は来迎院村の は、来迎院内遮那院による奥書が、中料二〇の売主は来迎院村の は、来迎院内遮那院による奥書が、中料二〇の売主は来迎院村の は、来迎院内遮那院による奥書が、中料二〇の売主は来迎院村の は、来迎院村の山庄屋の名が記載されている。

への黒木御運上銀以外の負担はなかったものと思われる。 、「本帳之通」等と黒木把数自体は記載されているいがた 点ある。御入木に関する記述の後には、これ以外には諸役がない に含まれている。具体的に御入木把数が記載されていないものが七 に言まれている。具体的に御入木把数が記載されているいがれ 二一点のうち一六点については、御入木に関する記載が明示的

御入木に関する記載のない史料についてみてみよう。まず、史料化と史料一四については、「御運上之儀者本帳之通」などと史料と史料一四については、現時点では御入木山か否かを断定すること外」の前に何も書かれておらず、これは書き忘れと判断される。 子の外」の前に何も書かれておらず、これは書き忘れと判断される。 子の料と史料一四については、「御運上之儀者本帳之通」などとなっており、詳細は不明である。

毛となっている。一年のずれがあるが、比率を計算すると、宝院及び勝林院の両院にあてて出した黒木御運上銀の受取証文である。これらの史料は何れも両院あてとなっており、勝林院・来迎る。同年の黒木の受取証文がないので、前年の宝暦元年(一七五二)の勝林院の黒木把数が九九六把九分と記載されている。同年の黒木の受取証文がないので、前年の宝暦元年(一七五一)の数字を史料三三でみると、両院合計で一九五九把四分一厘五の数字を史料三三でみると、両院合計で一九五九把四分一厘五の数字を史料三三でみると、両院合計で一九五九把四分一厘五の数字を史料三三でみると、両院合計で一九五九把四分一厘五の数字を史料三三でみると、面にない。

五○·九%となる。 暦元年から二年頃における、勝林院の両院合計に対する比率は

に再作成されたものではないだろうか。

三本上納は毎年のことであったが、残っている受取証文は部にま作成されたものではないだろうか。

三本上納は毎年のことであったが、残っている受取証文は部に再作成されたものではないだろうか。

計算すると、銀壱匁が二○把相当となる。 世界には 東京には 東京には 東京には 東京には 東京には 東京には 東京には 東京には 東京に 大七のと 表っていることがわかった。 少なくとも、受取証文の 大七のと 表っていることがわかった。 少なくとも、受取証文の 大七のと 表っていることがわかった。 少なくとも、 受取証文の でものと 考えられる。 なお、 史料二で示した 宝暦二年(一七五二) の御入木山の 黒木把数と 銀納額の両方が記載されている。 黒、何れも同じ にものと 考えられる。 なお、 大半二で示した 宝暦十三年(一七五二) の御入木山の 黒木把数と ま納額の 両方が記載されている。 黒木田数合計、 ま納額の 両方が記載されている。 黒木田数合計、 まいて は、 とも、 のの受取 である。 なお、 であるが、 宝暦十三年(一七五二) の一七五二) の一十五二) の一十五二 の一十五 の一十二 の一

把数は九○一把三分三厘四毛増加している。これは、享保一六毛、一三一匁二分二厘七毛を納めている。一○四年間に、黒木を、最も新しい天保六年(一八三五)には二六二四把五分三厘四享保一六年(一七三一)には一七二三把二分、八六匁一分六厘両院が納めた運上銀の額は増加傾向を示している。最も古い

来迎院両院の持山は相当増えたのではないかと考えられる。 本面積の関係を示す史料はないが、約百年の間に、大原の勝林院・している時期と増加が明確な時期がある。 里木の上納把数と山いては、増加の度合いが小さな時期がある。 史料三三の宝暦元年している時期と増加が明確な時期がある。 史料三三の宝暦元年である。 約百年間における増加の度合いは一様ではなく、安定年(一七三一)と比較すると、五二・三%の増加に相当するもの年(一七三一)と比較すると、五二・三%の増加に相当するもの年(一七三一)と比較すると、五二・三%の増加に相当するもの年(一七三一)と比較すると、五二・三%の増加に相当するもの年(一七三一)と比較すると、五二・三%の増加に相当するもの年のではないかと考えられる。

黒木上納把数の変化は傾向としては前述のように増加しているというに、史料五一については、詳細が不明である)。 黒木上納把数の変化は傾向としては前述のように増加したことが二回(史料五八)あった(先に指摘の地数であったものと考えられる。但し、月割で計算しても、上の把数であったものと考えられる。但し、月割で計算しても、上の把数が一年だけ減少したことが一回(史料五八)あった(先に指摘け増加したことが二回(史料五一、史料五八)あった(先に指摘したように、史料五一については、詳細が不明である)。

行いたい。これらの分析結果については稿を改めて報告したい。しずつ勝林院へ集まっていたものと推定される。今後、山林に関取得や黒木銀納の動向からみる限り、江戸時代中期には山林が少取得や黒木銀納の動向からみる限り、江戸時代中期には山林が少以上、第三報では、勝林院を中心に御入木山における山林売買以上、第三報では、勝林院を中心に御入木山における山林売買

付記

山室荘一氏にお世話になった。ここに記して厚く御礼申し上げる。史料の翻刻にあたっては、大原古文書研究会の上田寿一氏、下村千恵子氏、勝林院文書の使用については、宝泉院代表役員 藤井宏全氏の承諾を得た。

注

- 源経済研究』第一三号、一一二~一二四頁、二〇〇八年。(1) 田口標・松下幸司・宇野日出生「京都大原の山林文書(一)」『生物資
- 一四二~一九四頁、二〇〇九年。 山代官木村宗右衛門を中心として」『生物資源経済研究』第一四号、(2) 田口標・松下幸司・宇野日出生「京都大原の山林文書(二)御入木
- (4) 前掲書(三一六頁)には、大原の御用立木として、マツ四○本・スギ五本・分年(一七四一)の指定であり、貞享三年以降に追加的に指定されてケヤキ二本が計上されているが、貞享三年(一六八六)に指定されて
- 分四厘壱毛」であるが、銀一匁=二○把で計算すると、「弐千百九把○五一六匁となる。史料三六の黒木把数は判読困難で弐□ □九把三半二九については、判読した数字から計算すると、壱把あたり○・9 掲載されている黒木把数と銀額から単価を計算すると、史料二九を除(5) 掲載されている黒木把数と銀額から単価を計算すると、史料二九を除

【一】院内江山求メ覚帳

凡例

したがった。 一、翻字にあたっては、読みやすい本文の作成を目的として、以下の原則に

- 合字の「ゟ」はそのまま使用した。(1)原則として、現代常用の字体を用い、変体仮名は平仮名になおしたが、
- (2) 仮名の清濁は原本にしたがった。また、読点は筆者が適宜補った。
- (3) 抹消は抹消記号「ヾ」を用いて示し、訂正後の文字を行間に翻字した。
- (4)虫欠損等による不可読文字は、字数を推して「□」「□ □」であら
- 一、文章の体裁は、原本にしたがうことを原則としたが、印刷の都合により(5)筆者による注記は、文字注を〔 〕に、説明注を()で示した。

改めたものもある。

宇野日出生 京都市歴史資料館 松下 幸司 京都大学農学研究科森林科学専攻 京都大学農学研究科本林科学専攻

(受理日二〇一〇年一月七日)

「入用書付也

勝林院内山求メ覚帳

従両院山奉行え付届之事

勝林院内

院内江山求メ覚帳

安永五年勝林院村久保重蔵ゟ求

一、水鶏谷山 壱ヶ所

本堂

四至 西ハ道ヲ定 北ハ肩大岩ヲ定 東ハ堀ヲ定 南ハ谷ヲ定

肩大岩ョ定 代銀二貫七百目 谷ョ定 此二ヶ所

此入木弐拾三把 但日表也

被官遊山ナリ、天保五年依願引取年行事支配

之候や、山ハ無之事、夫故寛政三亥年ゟ帳面ニ除之也同年。同人ゟ求、但し此山院内帳面ニ在之候得共、山ハ彼者へ有

此山ハ無之也

〇一、ゑほし山

壱ヶ所

本堂

四至 南ハゆりヲ定 北ハ肩ヲ定 東ハゆりヲ定 西ハゆりヲ定

肩ョ定 此入木四把半

口標・松下幸司・宇野日出生 京都大原の山林文書(三)

田

五.

享保弐年求之

口焼尾山 壱ヶ所

普賢院

四至

西ハ尾通り定 北ハ肩ヲ定東ハ影ノ岩ヲ尾通ヘ引渡定 南ハ影ノ肩日向岩へ引渡ヲ定

此入木拾五把

兀 至 西東 四ハ道ヲ定界ハ三ツ頭ヲ定

北ハねぢ木通リ引南ハ肩腰ユリ道ヲ 渡定 1] 道 ヲ

定

元文四未年求之、 かもす山 ト云敷

鴨巣山 壱ヶ所

普賢院

西ハ肩通リ谷へ引渡し定東ハ峰通リヲ定 北ハねぢ木通引渡ユリ道ヲ定南ハ肩通リ谷へ引渡し定

兀

至

別]ニ北岩肩見通ヲ定

宝暦九年来迎院村新五右衛門よ 求

西庄津 Ш 壱ヶ所

几

至

西東

普賢院

北南 ポハ尾沿川 ララ定 此

入木四拾 八把

安永五年勝林院村重蔵ゟ求

水鶏谷山 壱ヶ所

几

至

西ハミチョ定東ハユリ弐ッ釜土合ョ定 北南 北ハ肩通北之谷・開ハ肩ヲ定

へ引渡

普賢院

此入木弐拾把 日かげ也

同 年同 人とが

伊はら橋山 壱ヶ所

円妙 Ш 壱ヶ所此山者安行院ト 尤享保年中

理覚院

西ハ肩水たれヲ定東ハ肩ヲ定 北ハ川ヲ定南ハ峰尾通 ŋ 定 此入木拾五

把

四至

明 和 七年

とゝき山 壱ヶ所

覚院

几 至

西ハ小肩ヲ定東ハ肩ヲ定 北ハ尾通ヲ定南ハ大谷ヲ定

此入木弐拾把半

安永三年勝林院村重蔵ゟ求、 同年六月帳切

大山

理覚院

壱ヶ所

西ハ肩水たれヲ定東ハゆり通り定

四至

北ハ木下しヲ定南ハ道ヲ定

伊王谷小こや山 壱ヶ所 此山文昌坊分 理覚院理覚院山数之内二入置

四至 西ハゆり定東ハかた岩ヲ定 北ハ肩とひ越見渡し定南ハ肩ョ定 此入木五把

代銀三貫五百目 四至 西ハねジ木ヲ定東ハユリヲ定 北ハユリヲ定南ハねジ木ヲ定

安永八年戸寺村友右衛門ゟ求之

壷岩山

壱ヶ所

本堂

四至

西東

|八木下し谷引渡ヲ定

北南

北ハ峯通ヲ定用ハ水流ヲ定

但 · シ 此 山ハ下入木故、 戸寺村ノ帳 八出し候共、 入木納メ之節、寺印形

為致可遣事

此入木四

把

此入木七拾七把半

天明二年勝林院村甚助ゟ求 代銀壱貫弐百月

奥あくり Ŕ Щ 壱ヶ所

本堂

南東 吊ハ肩通ヲ定界ハ岩肩ヲ定 北西 北ハ谷川ヲ定四ハ瀧ヲ定

四至

此入木九把半

天明三年勝林院村三四郎よ 求

脇谷山 壱ヶ所

普賢院

西東 四ハ肩ヲ定 水ハ木下シ定 北南 れ八骨ヲ定

几

至

此 入木八把

同 五年同 一人ゟポ

同所 山 壱ヶ所

普賢院

几 至 西ハ肩通ヲ定東ハ木下シ定 北ハ肩通ヲ定南ハ谷ヲ定

此 入木七把

安永八年戸寺村安次郎ゟ求之 此山戸寺村彰次郎願ニ付

北瀧 と取

村山

壱ヶ所

替帳切相済

理覚院

天明五年勝林院村伝兵衛ゟポ 代銀五拾五 匆

すのこ谷山 壱ヶ所

本堂

四至 西ハ大肩通ヲ定東ハ肩三ツ頭ヲ定 北ハ岩ハナヲ定南ハ岩ヲ水流定 此入木五把半

天明六年勝林院村久保林之丞ゟ求ム

向之瀧山 壱ヶ所

本堂

0

几 至

西ハユリヲ定東ハ道ヲ定

北ハ肩木下ショ定 此入木拾五把南ハ木下シ稔木見通ョ定

同年 同]人ゟ求

同所明神ノ上山 壱ヶ所

至 西ハユリヲ定東ハ岩ユリ通 アラ定 北ハ木下シ定南ハ肩木下シ定

此入木拾八把半

本堂

几

右二ヶ所代銀弐貫九百目

天明八年申七月勝林院村清左衛門ゟ求ム、 代銀八百目

古知平山 壱ヶ所

至

南ハ木下シヲ定東ハ道通り定 北ハ肩株木ヲ定西ハ尾通り定

几

此入木拾把

七

天明八年申八月小出石村勘兵衛ゟ求ム

「四至」壱ヶ所

南ハゆりヲ定東ハ道通り定

北ハゆりヲ定西ハ水谷ヲ定

普賢院

あし谷山

壱ヶ所

医主义主义工	
四至	
王 東ハ尾通ヲ定	
南ハ谷江引渡定北ハ尾通ヲ定	

御入木拾把半

入木三把

字谷中こし山

北西 普賢院

|四至||壱ヶ所

南ハゆりヲ定東ハ肩ヲ定

「字同所山

壱ヶ所

「此入木三把」

ハ小肩ョ定のはさま岩ョ定

此入木拾■把

「此入木拾把」

寛政十二年申二月来迎院村新五郎ゟ入

四至 南ハ小肩ヲ定東ハユリ道ヲ定 北ハ平肩ヲ定

ラ定

本堂

御入木九把三分

享和三年亥七月来迎院村山路縫之助ゟ求

寛政二年勝林院村清左衛門ゟ求之

あくりや山

四至

南ハ小肩ユリヲ定東ハ尾通ヲ定

北西

北ハ木下しヲ定四ハ谷通ヲ定

御入木六拾五把

普賢院

御

入木六拾五把

兀 至 北ハ谷より右引渡ヲ定西ハ尾通引渡ヲ定

字脇谷山 南ハ小肩谷引渡ヲ定東ハ谷通引渡ヲ定 御入木拾六把

享和三年亥七月来迎院村山路縫之助ゟ求

寛政三亥年勝林院村茂兵衛ゟ求之

代銀七百日

本堂

字狼岩山

几 至

西ハユリ通見通シヲ定東ハ肩通ヲ定

北ハ大肩通ヲ定南ハ谷水流ヲ定

西東ハゆ-筆ヲ定定 北ハ坂通ヲ定南ハ坂通ヲ定

四至

字向之浦

山

本堂

代銀三貫六百目

御入木三拾三把

文政十二年丑二月勝林院村茂左衛門ゟ求 字上利谷南谷山

本堂

代銀四百目

八

— 119 —

本堂

代銀四百目

御入木弐拾五把三歩

代銀弐百目

字脇谷山

寛政九年丁巳七月勝林院村助次郎ゟ求之

本堂

	西ハ平肩谷引落ヲ定	東ハねぢ木大岩へ引落ヲ定
	北ハ谷ヲ定	南ハ尾通ヲ定
一 レまる名引こ屋山 壱ヶ所		右ハ宝暦元年求之

理覚院内 文昌房

四至

御入木七把

宝暦九卯年六月

西庄津山 西ハ堀ヲ定 北尾通り定南ハ谷川定

御入木四拾八把

右来迎院村佐竹新五右衛門ゟ求之

代銀壱貫目七石米ナリ

本堂

字きびが尾山

ケ所

元文五年申ノ十二月

上野村久保喜太夫ゟ求之

四至

西ハ道通ヲ定東ハ尾通ヲ定

北ハ肩ヲ限り長峯堀木下シ引下ヲ定南ハ肩水流ヲ定 代銀弐貫三百目

御入木五拾五把

普賢院

【二】 勝林院寺中御入木名寄帳

「表紙、本文書面ヲ抹消ス)

山奉行江年分付届ヶ覚帳奥ニあり

勝林院寺中御入木名寄帳

申十二月

本帳之ひかへ也

__

壱所

字梶山

御入木

理覚院持山

但シ元来当坊る

出し山也

四至

西ハ肩通定東ハ堀下リ定

北尾筋ヲ定南ハ谷を定

明和七寅年勝林院村武兵衛ゟ求之

山数拾四ヶ所

勝林院寺中御入木名寄帳

本堂

印

九

本ハ源仙房持□チ

宝泉院持

御入木

四至

古知谷 四ヶ所

字上利谷山 壱ヶ所

— 118 —

一、山数十四ヶ所	此御入木百拾弐把	一、山数七ヶ所一、山数七ヶ所一、水どり山で、大どり山で、	此御入木弐百七拾三把七歩	T.	一、古屋谷山	一、くらおき山 一、一、あふら山 一、		一、鬼とゝき山 一、此一下へ下ケテ可書	生物資源経済研究
		西 同 こ し 山 上 四 衛宝	七歩 但十弐ヶ月分		きびが尾山	うへ山	古屋山	コ と ・ き 山	
理覚院(印)	但十弐ヶ月分	で 電	7月分	十二ヶ月分 出御入木六拾五把	一、白水山 石米 ま 水 候也	一、六斗山		一、なちを山	
此御入木弐百七拾弐把半	一、向之浦山	一、すのこ谷山一、方へ山一、大掛山一、方へ山	八十把半、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七	此御入木百五拾 二 二	- 、円妙山 - 、とゝき	一、松尾山	一、いおう谷山	一、こし山一、坂之大岩山	
拾弐把半	一、向之浦おとろ原山一、野田山	一、四あくりや山一、四あくりや山	把 半 [*] 七		·六七 一、と と ・ き 山	一、大山	一、こち谷山	一、なちをコ山一、坂の尻山	
但十弐ヶ月分	つ原山一、近江坂之尻山	田 一、奥あくりや山 一、北瀧山 一、北瀧山 一、東あくりや山 つったほすと云っ也 うつろほすと つも		但十弐ヶ月分	一、梶山 年月求之	一、同所山	一、古屋山	一、長はさま山一、長はさま山	_ C

山数四ヶ所 山数拾四ヶ所 、こち谷山 此御入木百九拾壱把六歩 谷中山 同所山 こたき山 同所山 古知谷山 惣山数合六拾七ヶ所 山数壱ヶ所 南とろす山 此御入木五把 此御入木六拾四把七歩 、いを谷小こ屋山 有りレ前 七拾弐ヶ所 有りレ前 有りレ前付紙 < 九弐 ケ 所 有りレ前ニ 南庄津山 同所山 同所山 柱谷山 西庄津山 西庄津山 有レ前 但十弐ヶ月分 但十弐ヶ月分 但十弐ヶ月分 理覚院代判 宝泉院代判 源仙房 同所山 同所山 弐之渡り所山 東庄津山 実光院 なちを口山 文昌房 有 印 ロレ前 印

> 此御入木合九百九拾六把九歩千百九 十弐ヶ月分

処、 仰付候、為後日寺中山持連判之名寄帳差上申所、 中毛頭出入申分無御座候、 右御入木山如例年寺中山持不残并下入木之者迄立合諸事吟味仕候 少も相違無御座候、 御運上銀之義者前々之通上納仕候、 万一不届成義御座候者、 仍而如件、 如何様共可被 山持

年行事

宝泉院

印

宝曆弐年申十二月

御入木山御代官

木村宗右衛門殿

「七拾弐ヶ所」

【三】従両院山奉行へ附届之事

従両院山奉行へ附届之事

年頭鳥目三百文、木村宗右衛門、同六百文

両手 人代

銀弐匁物書、壱匁五分使僧中食代

右正月十一日遣ス鳥目者、山奉行掛屋ニ而、 右之鳥目代時之

相ばに随ひ、銀ニ而九包鳥目何十疋代として遣ス、歳暮之祝

儀も同之、

壱匁五分壱包物書、壱匁五分使僧中食代 、暑気素麺三拾把、木村宗右衛門^江、銀三匁弐包 両人

、歳暮鳥目五百文、宗右衛門、同壱貫文 但シ五百文ヅゝ也、、歳暮鳥目五百文、宗右衛門、同壱貫文 手代両人

弐百文物書、三匁使僧宿代

程前方ゟ持被遣当座ニ算用相済候也、この割付致算用候也、両院ゟ前々ニ使僧出候故割付之入用と節割付致算用候也、両院ゟ前々ニ使僧出候故割付之入用が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

一、此外山奉行事ニ付附届之分ハ院内勘定之節木高へ割付、面々

ゟ致算用候也

分程入用掛ヶ越候也、惣而村方と事を一ニ致候へ者物入多相時寄壱分程ニ上り候也、村方下入木ニ遺候へ者、壱把ニ付弐、入木銀者壱把ニ付五厘掛り也、右ニ何角年中之雑用掛候へ者、

掛候故、其昔両院之分帳を分候由也、

へ者御尤ニ御座候、重而者郷中一同ニ被成被下候様ニ村方よ衛門時院内よ何も払ひ不申、其時今度之儀ハ近年之訳御座候御川本行よ見分有之、其入用ハ南之坊一分ニ而仕廻候也、其後来迎院村孫右衛門持山之御用木立枯レ見分有之候節、右其後来迎院村孫右衛門持山之御用木立枯レ見分有之候節、右其後来迎院村孫右衛門持山之御用木立枯レ見分有之候節、右其後来迎院村孫右衛門持山之御用木立枯し見分育之候節、右側用木枯レ候哉又ハ外之事ニ而事出来候入用者郷中へ割付候御用木枯レ候哉又ハ外之事ニ而事出来候入用者郷中へ割付候

【四】御用木之覚

一、御用木之覚

、松壱本 宝泉院大掛山之内有之、元禄年中之立木

同壱本 同院西うつろほす山之内ニ有之、元禄年中之立木

松壱本 杉壱本 本堂うへ山

ジラス サラストを記します。
是ハ元文六年丙ノ四月立木

杉壱本 伊おう谷普賢院山

右同断

一、同壱本 大山理覚院持山

右同断

一、同壱本 奥あくりや宝泉院持山

同断

同断

、 壱本 西庄津山普賢院持山宝暦九己卯年来ノ新五右衛門ゟ調

【五】近江屋三郎兵衛売渡証文

(端裏書)

古證文」

売渡申山之事

壱ヶ所、字者きひか尾ニ有之候

申候也

四至境者 西者道通リを定、北者かたヲ限リ長峯のほそ木下シ東者尾通を定、南者かた水流を定

其方へ少も難儀かけ申間鋪候、 貫弐百弐拾匁ニ売渡申処実正也、 無之候、若於此山に異乱妨申者有之候ハ、、売主請人罷出埒明申 右件之山者我等買置候持山ニ而候得共、此度要用依有之、銀子弐 為後日之売券状仍而如件、 御入木者本帳次第也、此外諸役

享保九年 辰八月

印

印

同 請 来迎院其有 你 一 大長瀬郎 有 本 次院 有 衛 門 小太 右 衛 門 小太 衛 門 印

印

来迎院院内

上野村 久保喜太夫殿 大石衛門殿

右之通リ相違無御座候、 以上、

遮那院 (花押)

乙 半兵衛売渡証文

(端裏書)

売渡申山之事

合壱ヶ所、 字おりかめ岩平ニ有之候

> 四至境 南者谷通ヲ定東者道ゆりヲ定 北者道通リヲ定西者道ヲ定

申処実正明白也、但シ御入木者御本帳之通、 其埒明、 候、若右之山ニ付外ゟ違乱妨申者有之候ハヽ、売主請人罷出急度 右件之山者雖為我等先祖相伝、 其元様江少も掛御難申間敷候、 要用之儀ニ付、 為後日売券状仍如件 此外諸役 銀子五百目二売渡 一切無御座

印

印

ル未ノ極月ニ急度是進可申候、以上、 右之銀子壱ヶ月ニ百目ニ付壱割三分宛之利足相加へ、 元利共ニ来

【七】勝林院村久保重蔵売渡証文

被下度候、 可申候、 Ш 御支配可被成、 若定リ日限延引及候ハ、、其日ゟ此方へ無御断右三ヶ所 尤其節百目に付壱ヶ月に壱匁壱分宛之日合掛ヶ請 其時一言之義申間敷候、 以上、

(端裏書)

普賢院

売渡申山之事

山壱ヶ所、 山壱ヶ所、 字者なち尾ニ有之、石高四石三斗也 字者くい長谷ニ有之、石高五石也

山壱ヶ所、 いはら橋有之、石高四石三斗也

役一切無御座候、 売渡シ申処実正明白也、 右三ヶ所山者雖為我等親共相伝、依要用有之、銀子壱貫七百目 若此山ニ付外ゟ違乱妨申者於有之而ハ、売主請 但四至境御運上之義者本帳之通、 其外諸

如件 人罷出急度埒明、 少も其元様江御難掛ヶ申間敷候、為後日売券状

明和二年乙酉十二月

大原勝林院村売主 同村請人 久保重蔵

同村山庄屋 五左衛門

普賢院様

清左衛門

申間敷候、

為後日仍而山売渡手形如件

成候、 右之山来戌極月廿五日迄二買戻申度候、 若右日限相滞リ候ハ、、 為後証如此御座候、 勿論帳切も御案内次第早速致可申候、 以上、 右三ヶ所 山無御断其元江御支配可被 夫レ迄帳切御延引被下度 其時一言之義申間敷

請人 五左衛門

【八】大長瀬村太兵衛売渡証文

西庄! 津 半井領

本堂

売渡シ申山之事

山壱ヶ所、但シ弐石米、字者西庄津ニ有之候

四至境ハ、南ハ木下シ、北ハかた境谷ハ水流ョ定

諸役一切無御座候、若シ此山之儀ニ付、外ゟ違乱申者有之候 半井大炊頭様野村領御蔵入之節、相納メ候儀ニ御座候、此外 右件之山者我等雖為所持、 ニ売渡シ申処実正明白也、 何時成共加印之者罷出急度埒明、御院内江少も御難掛 此度要用之儀に付、文銀子弐百目 但シ御年貢米者、年々米弐升宛

明和四年

大長瀬村大長瀬村

印

善四郎 印

野村庄屋 善右衛門 印

勝林院 御年行事様

日切ニ、元利共急度返弁可申候、若不埒之義御座候ハ、、右之山 右之銀子百目ニ付壱ヶ月ニ壱匁五分宛之利足ョ加へ、来ル極月廿 御院内江御使配可被成候、 其時一言申間敷候、 仍而奥書如件、

【九】 勝林院村久保半左衛門売渡証文

(端裏書)

理覚院

合壱ヶ所、字者平元大山ニ有之候

売渡申山之事

四至境者御本帳次第也

申候、 御座候、 急度埒明ケ、 売渡シ申処実正也、若外ゟ違乱妨申者有之候ハ、、売主請人罷出 右之山壱ヶ所我等先祖ゟ相伝候得共、此度要用ニ付、銀子百目ニ 為其売渡シ證文仍而如件 但シ返弁之儀者辰正月三日限ニ、 其元へ少シも御損難かけ申間敷候、 元利無相違急度返弁可 其外諸役一切無

明和七年卯四月

印

利覚院様

但シ利足之儀者壱ヶ月ニ百匁ニ付壱匁五分宛相加へ返弁可仕候

【一〇】戸寺村与三左衛門売渡証文

(端裏書)

売渡し申山之事

合壱ヶ所、 字者若本ニ有之候

四方境者 西ハゆりヲ定東ハゆりヲ定 南ハほリ定北ハかたヲ定

ハ、、売主請人罷出其埒明、 其外諸役一切無御座候、 匁ニ立毛共売渡し申処実正明白也、但シ御入木ハ御本帳之通 右件山ハ我等先祖ゟ雖為相伝、要用之義ニ付、銀子四百十七 若此山ニ付、 少も御寺江掛ヶ御難申間敷候 脇ゟ違乱妨申者有之候

三月廿八日 安永二年^巳

仍而為後日売券状如件

普賢院様

清人同村 請人同村 上一 上三左衛門 上 印

庄屋 印

重左衛門 印

五.

田

標・松下幸司・宇野日出生

京都大原の山林文書 (三)

北瀧山と取かへ帳切相済ス「此山戸寺ノ彰次郎願ニ依テ(端裏書) 【一一】戸寺村重右衛門売渡証文

不用

理覚院

売渡シ申山之事

合壱ヶ所、字村山谷ニ之有

四至境御入木者御本帳次第也

何時ニ而も売主請人罷出急度埒明、 渡シ申候処実正明白也、此山ニ付外々ゟ違乱申者御座候ハ、、 右件之山我等先祖ゟ雖為相伝、 依有之要用、銀子六百目ニ売 其元へ少も懸御難義申間

鋪候、 仍而為後日之売券状如件

戸寺 市 売 主 庄 屋

同 請村 人

伝右衛門 印

理覚院様

安永四年

安十郎(印)

印

勝林院様

(端裏書

【一二】戸寺村友右衛門売渡証文

譲リ渡申山

弐ヶ所、 字悪谷ニ有之、 石高六石也

外連印之者罷出其埒明、 無御座候、若此山ニ付外ゟ違乱妨申者於有之者、 申所実正明白也、 右之山雖為我等所持、依要用有之、銀子壱貫五百目 四至境者 南ハ尾通ヲ定東ハゆりヲ定 但シ御運上之義者本帳之通、 其元様少も御難掛ヶ申間敷候、 北ハ肩堀大谷引渡し定西ハ水流ョ定 其外諸役 売主請人其 譲り

安永八年

日譲リ状如件、

御年行事 勝林院

様

山譲り主戸寺村 請人同 吉郎兵衛

印

為後

一切 渡し

世話人 同村山庄屋 印 印

藤兵衛

【一三】勝林院村清左衛門売渡証文

(端裏書)

本堂

譲リ渡シ申山之事

字者古知平山、 壱ヶ所

四至境 南方木下ヲ定東方道通リ定 北方肩株木ヲ定西方尾通リ定

六

弐ヶ所木拾四把也

加印之者共罷出急度埒明、

其元様江少も掛御難申間敷候、

為

役 譲

切

無御座候、

若シ此山

三付外ゟ違乱妨申者有之候ハ、

如件 出其埒明、 切無御座候、 右之山雖為我等先祖相伝、 渡シ申処実正明白也、 御院内江少も懸ヶ御難申間敷候、 若此山ニ付違乱妨申者有之候ハ、、 御入木者年二拾五把也、 要用之義依有之、銀子八百目ニ譲 為後日譲リ券状 其外諸役 売主請人罷

天明八年

印

請人同

 \Box

Ш

勝林院御院内

譲り 主 清左衛門工勝林院村

山庄屋 九兵衛

後日譲り状仍而如件、

譲り

| 三郎兵衛|| 三郎兵衛|| 一郎石村証人|| 勘兵衛(記録リ主小出村

印

印 印

天明八戊申年八月

同 同

...村庄屋

彦右衛門

普賢院様 納所 中

【一五】勝林院村助次郎売渡証文

(包紙ウハ書)

脇谷山証文

寛政九年巳七月求之

勝

助次郎

(端裏書

売渡し申山之事

合壱ヶ所、 字ハ脇谷ニ 有之候

四至

売ヶ所ハ南ハゆりヲ定 世者 売ヶ所ハ南ハゆりヲ定 世

北ハ小肩ヲ定北ハ水谷ヲ定

ラ定

右之山私所持仕候処、此度要用之儀ニ付、

文銀四百五拾目

リ渡シ申処実正顕然也、

御運上之義者本帳次第也、

其外諸

山弐ヶ所、

字 渡シ申

ハ 阿志谷ニ有之

譲

1)

山

己事

小出村勘兵衛売渡証文

至境 西ハ尾通ヲ定東ハ尾通ヲ定 南ハ谷江引渡し定北ハ尾通ヲ定

座 シ申処実正明白 右件之山ハ我等雖為先祖相伝、 候、 万一外ゟ違乱妨申者於有之ハ、売主請人罷出急度其埒明 也 但シ御入木ハ御本帳通也、 要用儀有之依而、 此外 銀子弐百目売渡 切諸役無御

七

古左衛門 印

印印

本堂

少も其御元様江御難懸申間敷者也、 寛政九旦ノ年七月 依而為後日売券状請文如件

売主勝林院村 印

請人同 重郎兵衛(印

山庄 屋

武兵衛(印

勝林院内

年 御行 役者 様

【一六】山路縫右衛門売渡証文

「なちを山大かけ山(端裏書) 下云

本堂

譲リ渡し申山之事

山壱ヶ所、 字大願山 石高拾弐石米

四至境八本帳次第

其外諸役一切無御座候、 四百目ニ譲リ渡し申処実正明白也、 右之山我等従先祖ゟ雖為所持、 為後日譲リ証文仍而如件 印形之者共罷出埒明、 若此山ニ付外ゟ違乱妨申者有之候 御院内江少も御難相掛申間敷候 此度要用之義ニ付、 但シ御入木ハ本帳次第 元銀弐貫

寛政十一未年正月日

勝林院年行事

証山路縫右衛門山主

印

山下 兵部 印

与兵衛(印

可被下候、七ヶ年相済若及不埒候ハ、、 三貫八百目之内ニ而、御引残り銀子無遅滞相立候ハ、、山御戻し 去ル午年迄、元利合弐貫七百目之所、 銀子年々差上ヶ置可申候、七ヶ年めニ買戻し之節、 定被下、右之山当年ゟ来ル丑年迄七ヶ年之内ハ、立毛柴林取颪シ 弐貫四百目ト相定、右之為利足当未年ゟ壱ヶ年毎ニ弐百目宛ト相 右弐貫四百目之銀子ハ、証拠堂御祠堂料之内、先年借用申候年よ 日奥書仍而如件 一言申間敷候、 其節ニて至リ帳切之義も御案内次第可仕候、 内三百目者願御用捨候故 山御支配被成候共、 元利銀高都合 為後 其時

山主 山路縫右衛門

印

市兵衛 印

【一七】来迎院村新五郎売渡証文

(端裏書

本堂

譲リ渡シ申山之事

合而山壱ヶ所、 谷中こし山在之候

四至 南ハ小肩ヲ定東ハユリ道ヲ定 北ハ平肩ヲ定西ハ岩ヲ根付ヲ定

リ券状如件 役一切無御座候、若此山ニ付外ゟ違乱妨申者有之候得者、 拾目ニ譲リ渡シ申所実正明白也、 主請人罷出急度其埒明 右件之山者雖為我等先祖b相伝、 御院内様へ少も御難掛申間敷候、 此度要用儀依有之、銀子三百五 但シ御入木者九把三分、 依而譲 其外諸 山譲

寛政十二年

請人 山譲り主来迎院村

Ш 庄屋 鍋吉(印

与兵衛(印

勝林院

寛政十三年酉正月

後日売券状依而如件、 印之者罷出急度埒明、 役一切無御座候、若此山ニ付外ゟ違乱妨申者有之候ハヽ、加

御院内江少シも御難かけ申間鋪候、

為

目売渡シ申処実正明白也、 右件之山雖為我等先祖相伝、

御入木ハ壱ヶ年拾三把半、

其外諸

此度無拠要用依有之、

銀子弐百

四至境者

南ハ肩通ヲ定東ハ谷ヲ定

北ハ岩上下見通定西ハ尾通ョ定

山庄屋山庄屋助(日

印

請人 売主

三郎左衛門(印 印

年行事様

買戻度候間、 其節迄帳切御延引可被下候、 為念奥書仍而如件 右件之山来ル七月迄こ、元銀ニ月壱歩弐之利足相添、元利返済仕

三郎左衛門 印

【一八】三郎左衛門売渡証文

(端裏書)

本堂

売渡申山之事

字者上利谷南谷二有之候、 壱ヶ所

【一九】忠兵衛売渡証文

売渡申山之事

字者童岩山童岩谷二有之候、 壱ヶ所

四至境者 南ハ肩通ヲ谷へ見落ス東ハ道通リヲ定 北ハ尾通ヲ谷江見落ス西ハ尾通リヲ定

九

標・松下幸司・宇野日出生 京都大原の山林文書 (三)

— 108 —

券状依而如件 目二売渡申候処実正明白也、 者共罷出急度埒明、 切無御座候、 右件之山雖為我等先祖相伝、 若亦右之山ニ付外ゟ違乱妨申者在之候ハ、、 御院内江少シも御難かけ申間敷候、 此度無拠要用有之候に付、 御入木ハ御本帳次第、 其外諸役等 銀子五百 為後日売 加印之

寛政十三年 酉正月

請人 売主

忠兵衛 印

太左衛門

印

上山 野庄 村屋 : 吉兵衛

印

勝林院

年行事様

右件之山来ル七月迄ニ、元銀ニ月壱分弐之利足相添、 元利共ニ返

如件 済仕買戻シ申 F 度候間 其節迄帳切御延引可被下候、 為念奥書仍而

忠兵衛 印

【二〇】来迎院村甚四郎売渡証文

(端裏書)

古券

本堂

山壱ヶ所 譲り渡シ申山之事 字ハ番之増ニ有之候

> 四至境ハ 南肩通ヲ定東ハ尾通ヲ定 北ハ肩ヲ定西ハユリヲ定

為後日譲り状仍而如件 其外諸役一切無御座候、 三拾目ニ譲リ渡シ申所実正明白也、 ハ、、加印之者罷出急度其埒明、 右之山為雖我等先祖相伝、 若此山ニ付脇ゟ違乱妨申者有之候 此度要用之儀ニ付、 少も其元へ御損掛申間敷候 但シ御入木者三拾五把 銀子壱貫六百

享和二戌年八月

来迎院村 譲り主 匹郎 (・

印

吉之丞 印

山庄屋 彦右衛門 印

上野村 桧松殿

山路縫之助売渡証文

(端裏書

本堂

譲リ渡申山之事

山壱ヶ所、 字脇谷

四至境 南ハ小肩谷引渡定東ハ谷通引渡シ定

右件之山者雖為私先祖売得、 此度要用之義有之候二付、 北ハ谷より右引渡定西ハ尾通引渡定 銀子

四百目ニ譲リ渡シ申処実正明白也、但シ御入木者拾六把ニ而

候ハ、、 其外諸役一切無御座候、 譲り主請人罷出 若シ此山ニ付外より違乱妨申者有之 少も掛御難申間敷候、 為後日譲

券状仍而如件,

享和三亥年七月

請人路縫之助譲り主 印

庄屋 市兵衛 印

Ш 彦右衛門 印

勝林院年行事

享和三亥年七月

請し路縫之助

印 印

勝林院年行事

Ш 庄屋

印

市兵衛 彦右衛門

【二三】理覚院持山 - 戸寺村山 - 取替証文

|理覚院持山 ト戸寺村山 ト取替証文之事

証文

壱通」

替山 証文之事

高瀧入組山之内

本堂

字北瀧検挍澗山、 一箇所

几 至 南ハ肩ヲ定 北ハ肩ョ定西ハ尾通リ定

此御入木八把 但シ十二ヶ月分

候共、 実正明白也、然ル上者右之山ニ付若シ外々ゟ違乱妨申者御座 対談之上、貴院様戸寺村領之御所持字村山谷山と替地仕候処 右之山祖供買得所持仕罷有候得共、此度両方勝手二付、 山主加判之者共罷出急度其埒明、 為後証仍而一札如件 少も貴院様江掛御難 双方

申間敷候、

(端裏書)

【二二】山路縫之助売渡証文

譲リ渡申山之事

山壱ヶ所、 字向之浦ニ有之

四至境 南ハ坂通ヲ定東ハユねヲ定 北ハ坂通ヲ定西ハ峯ヲ定

而、 譲リ券状仍而如件 有之候ハ、、 貫六百目ニ譲リ渡申処実正明白也、 右件之山者雖為私先祖売得, 其外諸役一切無御座候、 譲り主請人罷出、 若シ此山ニ付外より違乱妨申者 此度要用之義有之候二付、 少も掛御難申間敷候、 但シ御入木者三拾三把ニ 為後日

勝林院本堂様

藤兵衛

印

庄屋

文政三年

理覚院様 理覚院様

証年山作戸 人寄 庄寺 主屋村

善久勘 治次治 郎郎郎

印印印

【二四】勝林院村茂左衛門売渡証文

(端裏書)

本堂

譲リ渡申 山之事

合山壱所

字ハ上利谷南谷ニ有之候

四至

南ハ尾通ヲ定 北ハ谷ヲ定東ハねち木大岩へ引落ニ定

御入木七把

明白也、 右之山此度私義、 万一此山二付不埒申者有之候者、 無拠要用之義銀子四百目譲り 譲り 主請人罷出急 渡申候処実正

度其埒明、 其 (元様〜少も御なんき掛申間敷候、 為後日譲り

文仍 而如件

文政十二年

譲主勝林院村

伝左衛門 印

人同 村 印

【二五】静原村門次売渡証文

証文一通

(包紙ウハ書)

嘉永二年十二月、 売徳向之浦山、

理覚院よ

壱ヶ所

譲渡シ申山地之事

字ハ向之浦、 壱ヶ所

右之山地我等従先祖雖為相伝、 四至境者御本帳通り

候ハゝ、 リ御座候、 百目ニ譲渡シ申処実正明白也 加判之者罷出急度埒明、 其外諸役一切無御座候、 御入木御運上之儀者御本帳通 此度勝手二付、 其元殿江少も御難相掛申間 若又脇ゟ違乱妨申者有之 樽代銀壱貫四

敷候、 為後日仍而証文如件

天保十三寅四月

大原郷之内戸寺村 (印書)

印

印

来迎院村 市左屋 門(

印

大原野村 甚助殿

— 105 —

【二六】享保十六年黒木御運上銀請取証文

請取申亥年黒木役御運上銀之事

黒木千七百弐拾三把弐分

但十二ヶ月分 銀壱匁ニ付弐拾把宛壱ヶ月百四拾三把六分

代銀八拾六匁壱分六厘 大原之内 勝林院寺中

左令藤左衛門 大谷市右衛門 大谷市右衛門内 印印

享保十六年亥十一月廿一日

来迎院 勝林院 年行事

【二七】元文元年黒木御運上銀請取証文

請取申辰年黒木役御運上銀之事

黒木千七百八拾四把弐分

但十二ヶ月分 銀壱匁ニ付弐拾把宛を月二百四拾八把六分八厘三毛三々

此銀八拾九匁弐分壱厘

大原之内

田

 \Box

標・松下幸司・宇野日出生

京都大原の山林文書 (三)

勝林院寺中

元文元年辰十一月

印印

勝林院年行事

【二八】元文三年黒木御運上銀請取証文

請取申午年黒木役御運上銀之事

黑木千七百八拾四把弐分

但十二ヶ月分 銀壱匁二付弐拾把宛壱ヶ月二百四拾八把六分八厘三毛三々

此銀八拾九匁弐分壱厘 大原之内 勝林院寺中

元文三年午十一月

就御用無印 大谷市右衛門 木村宗右衛門内

印

勝林院年行事

【二九】元文五年黒木御運上銀請取証文

請取申申年黒木御運上銀之事

黒木千八百七拾弐把七分五厘

 \equiv

【三一】延享二年黒木御運上銀請取証文

銀壱匁ニ付弐拾把宛壱ヶ月百四拾四把五厘八毛三々

但十三ヶ月分

此銀九拾六匁六分四厘八毛 大原之内 勝林院寺中

元文五年申十一月

木村宗右衛門内

勝林院寺中

【三〇】寬保三年黒木御運上銀請取証文

請取申亥年黒木役御運上銀之事

黒木千九百四拾六把四分弐厘五毛

但十三ヶ月分

銀壱匁二付弐拾把宛壱ヶ月二百四拾九把七分弐厘五毛宛

此銀九拾七匁三分弐厘壱毛

大原之内 勝林院寺中

た々藤左衛門で 大村宗右衛門内 木村宗右衛門内 印印

寬保三亥年十一月

勝地院寺中

請取申丑年黒木役御運上銀之事

黒木千九百四拾六把四歩弐厘五毛 [分]

但十三ヶ月分

銀壱匁ニ付弐拾把宛壱ヶ月ニ百四拾九把七歩弐厘五毛宛

此銀九拾七匁三分弐厘壱毛 大原之内 勝林院寺中

延享二丑年十一 月

木村宗右衛門内

印

勝林院寺中

【三二】延享四年黒木御運上銀請取証文

請取申卯年黒木役御運 E 一銀之事

黒木千七百九拾六把七歩

但十二ヶ月分 銀壱匁ニ付弐拾把宛壱ヶ月ニ百四拾九把七歩五毛宛

此銀八拾九匁八分三厘五毛 大原之内 勝林院寺中

延享四卯年十一月

在 | 佐 | 藤 左 衛門 | 大村宗右 衛門内

印印

勝林院年行事

二四

【三三】宝暦元年黒木御運上銀請取証文

請取申未年黒木御運上銀之事

黒木千九百五拾九把四分壱厘五毛

此銀九拾七匁九分七厘 但十三ヶ月分 銀壱匁二付弐拾把宛壱ヶ月二百五拾把七分弐厘 大原之内 勝林院寺中

宝暦元未年十一月

印印

勝林院寺中

【三四】宝暦三年黒木御運上銀請取証文

【三五】宝暦五年黒木御運上銀請取証文

請取申亥年黒木御運上銀之事

黒木千九百四拾六把四分

但シ十二月分 銀壱匁ニ付廿把宛壱ヶ月ニ百六拾弐把弐分

此銀九拾七匁三分弐厘 大原之内 勝 林 院 中

宝暦五亥年十一月

印印

勝 林 院 寺 中

【三六】宝暦六年黒木御運上銀請取証文

請取申子年黒木御運上銀之事

黒木弐 九把三分四厘壱毛

銀壱匁二付弐拾把宛壱ヶ月二百六拾□把弐分四厘

但十三ヶ月分

此銀百五匁四分五 **厘七毛** 大原之内 勝林院寺中

此銀九拾七匁三分弐厘

大原之内

勝林院寺中

宝暦三酉年十一月

在 々藤左衛門 今村文左衛門 木村宗右衛門内

印印

黑木千九百四拾六把四分

請取申酉年黒木御運

上銀之事

但十二ヶ月分

銀壱匁付弐拾把宛壱ヶ月ニ百六拾弐把弐分

宝暦六子年十一月

印印

勝林院寺中

標・松下幸司・宇野日出生 京都大原の山林文書 (三)

勝林院寺中

田

 \Box

五五

【三七】宝暦八年黒木御運上銀請取証文

【三九】明和二年黒木御運上銀請取証文

請取申酉年黒木御運上銀之事

請取申寅年黒木御運上銀之事

黑木千九百四拾六把四分

但十二ヶ月分

此銀九拾七匁三分弐厘

銀壱匁ニ廿把ツ、壱ヶ月ニ百六拾弐把弐分

宝暦八寅年十一月

勝林院寺中 分

勝林院寺中

印印

大原之内

佐々藤左衛門

黒木弐千五十九把四分 右銀百弐匁九分七厘

明和二酉年十二月

勝林院寺中

木村宗右衛門内

勝林院寺中

印

四〇 明和五年黒木御運上銀請取証文

請取申当子年黒木御運上銀之事

三八

宝暦十三年黒木御運上銀請取証文

黒木千九百九拾四把四分

勝林院寺中

請

取申未年黒木御運上銀之事

此銀九十九匁七分弐厘

歩分

右此銀百弐匁九分七厘

但十二ヶ月分

木村宗右衛門内

印

明和五子年十一

月

勝地院寺中

印

他出二付無印 布施彦右衛門 木村宗右衛門内 十六把弐分、売但十二ヶ月分、 **壱**匁ニ廿把宛 、 壱ヶ月ニ百六

勝林院寺中

宝曆十三未年十一月

二六

田 標・松下幸司・宇野日出生 京都大原の山林文書 (三)

【四三】安永六年黒木御運上銀請取証文

黑木弐千五拾九把四歩 [分] 一銀之事 【四一】明和六年黒木御運上銀請取証文

右此銀百弐匁九分七厘 但十二ヶ月分

明和六丑年十一月

木村宗右衛門内 印

勝林院寺中

黒木弐千百弐拾四把五分 此銀百六匁弐分三厘 但十二ヶ月分

請取申当酉年黒木御運上

一銀之事

安永六酉年十一月

木村宗右衛門内 印

勝林院寺中

【四四】安永七年黒木御運上銀請取証文

四三

明和七年黒木御運上銀請取証文

請取申戌年黒木御運上銀之事

黒木弐千三百壱把五分四厘

北大原山之内

此銀

百拾五匁七厘七毛 但十三ヶ月分

百拾弐匁六分六厘壱毛右此銀

明和七寅年十一月

木村宗右衛門内

印

勝林院寺中 来迎院寺中 北大原之内

黒木弐千弐百五拾三把弐分弐厘六毛

北大原山之内

請取申寅年黒木御運上銀之事

安永七戌年十一月

木村宗右衛門内 印

勝林院寺中 来迎院寺中 北大原山之内

二七

【四五】安永八年黒木御運上銀請取証文

請取申当亥年黒木御運上銀之事

黒木弐千百弐拾四把五分

此銀百六匁弐分三厘

但十二ヶ月分

安永八亥年十一月

印

他行二付無印形 他行二付無印形 布施常平(印) 木村宗右衛門内

勝地院寺中

四六

安永九年黒木御運上銀請取証文

黒木弐千百弐拾四把五分

請取申当子年黒木御運上銀之事

此銀百六匁弐分三厘

但十二ヶ月分

安永九子年十一月

病気二付無印形 木村宗右衛門内

印

布施彦右衛門

勝林院寺中

【四七】天明二年黒木御運上銀請取証文

請取申当寅黒木御運上銀之事

黒木弐千百弐拾四把五分

此銀百六匁弐分三厘

天明二寅年十一月

木村宗右衛門内 布施彦右衛門病気ニ付無印

印

勝林院寺中

四八 天明四年黒木御運上銀請取証文

請取申辰年黒木御運上銀之事

黒木弐千三百壱把五分四厘

此銀 百拾五匁七厘七毛

天明四辰年十一月

木村宗右衛門内

印

勝林院寺中 来迎院寺中 北大原山之内

北大原山之内

但十三ヶ月分

二八

田口 標・松下幸司・宇野日出生 京都大原の山林文書 (三)

【五一】天明八年黒木御運上銀請取証文

請取申午年黒木御運上銀之事

【四九】天明六年黒木御運上銀請取証文

黒木弐千三百壱把五分四厘

北大原山之内

此銀 百拾五匁七厘七毛

但十三ヶ月分

木村宗右衛門内 印

天明六午年十一月

勝林院寺中 来迎院寺中 北大原山之内

黒木二千弐百六拾把九分

此銀百拾三匁四厘五毛

柱川三木右衛門木村宗右衛門内 但十二ヶ月分

【五二】天明八年黒木御運上銀請取証文

請取申当申黒木御運上銀之事

此銀 百六匁弐分三厘

但十二ヶ月分

木村宗右衛門内 印

天明七未年十一月

勝 桃 院 寺 中

二九

— 98 —

請取申当申黒木御運上銀之事

天明八申年十一月

印

勝林院寺中

黒木弐千百弐拾四把五分

【五〇】 天明七年黒木御運上銀請取証文

黒木弐千百弐拾四把五分

請取申当未黒木御運上銀之事

此銀百六匁弐分三厘

但十二ヶ月分

勝札院寺中

天明八申年十二月

本村宗右衛門内 木村宗右衛門内

印

【五三】寛政元年黒木御運上銀請取証文

【五五】文化十五年黒木御運上銀請取証文

 \equiv

請取申酉年黒木御運上銀之事

黒木弐千五百拾七把三分壱厘三毛

北大原山之内

此銀 百弐拾五匁八分六厘五毛

但十三ヶ月分

本村宗右衛門内 木村宗右衛門内 印

寛政元酉年十一月

勝林院寺中 来迎院寺中 北大原山之内

請取申当寅年黒木御運上銀之事 北大原郷之内

黒木弐千四百弐拾弐把五分

此銀百弐拾壱匁壱分 但十二ヶ月分

文化十五寅年十一月

木村宗右衛門内

印

勝林院寺中

請取申当巳年黒木御運上銀之事

【五四】寛政三年黒木御運上銀請取証文

黒木弐千四百五把七分

北大原山之内

此銀百弐拾目弐分八厘五毛

但十二ヶ月分

請取申亥年黒木御運上銀之事

北大原郷之内

黒木弐千四百弐拾弐把五分

此銀百弐拾壱匁壱分

文政四旦年十一月

今泉加左衛門(印) 小田切準左衛門(印) 木村宗右衛門内

但十二ヶ月分

勝林院寺中

【五六】文政四年黒木御運上銀請取証文

木村宗右衛門内 印

寛政三亥年十一月

勝札院寺中

【五七】文政六年黒木御運上銀請取証文

請取申当未年黒木御運上銀之事

黒木弐千四百弐拾弐把五分

此銀百弐拾壱匁壱分

北大原郷之内

文政六未年十一月

但十二ヶ月分

今泉加左衛門(印) 小田切準左衛門(印) 木村惣左衛門内

勝地院寺中

【五九】文政十年黒木御運上銀請取証文

請取申当亥年黒木御運上銀之事

此銀百三拾壱匁弐分弐厘七毛 但十三ヶ月分

文政十亥年十一月

出役無印 林 善蔵 木村惣左衛門内

印

勝林院寺中

【五八】文政八年黒木御運上銀請取証文

請 取申当酉年黒木御運上銀之事

黒木弐千四百四拾九把三分

北大原郷之内

此銀百廿弐匁四分六厘五毛 但 |十二ヶ月分

小田切準左衛門 清水勇四郎(印) 木村惣左衛門内

印

文政八酉十一月

勝地院寺中

【六〇】文政十二年黒木御運上銀請取証文

— 96 —

請取申当丑年黒木御運上銀之事

黒木弐千四百弐拾弐把五分

北大原郷之内

此銀百弐拾壱匁壱分

但十二ヶ月分

木村惣左衛門内 木村惣左衛門内

印印

文政十二丑年十一月

勝林院寺中

田

 \Box

標・松下幸司・宇野日出生

京都大原の山林文書 (三)

【六一】文政十三年黒木御運上銀請取証文

請取申当寅年黒木御運上銀之事

黒木弐千六百弐拾四把五分三厘四毛

此銀百三拾壱匁弐分弐厘七毛

但十三ヶ月分

北大原郷之内

文政十三寅年十一月

木村惣左衛門内 木村惣左衛門内

印印

勝林院寺中

【六二】天保六年黒木御運上銀請取証文

請取申当未年黒木御運上銀之事

黒木弐千六百弐拾四把五分三厘四毛

北大原郷之内

此銀百三拾壱匁弐分弐厘七毛 但十三ヶ月分 木村惣左衛門内 小田切要人(印)

天保六未年十一月

勝林院寺中

 \equiv

Kozue TAGUCHI, Koji Matsushita, Hideo Uno: Old Documents on Forestry and Forest Products in Ohara, Kyoto, Japan (3): Documents pertaining to the Transfer of Forest Ownership to Temples

Ohara is the name given to the northern part of Kyoto, which was an area that traditionally supplied firewood to downtown Kyoto before World War II. There are a few old documents covering the economic history of the forestry sector in Ohara. Previous articles have introduced documents related to (1) the production and sale of firewood from the Edo Period to the early Meiji Period and (2) Kimura Sohemon, the Governor of the forests in Ohara through the Edo Period and the beginning of the Meiji Period.

This article (3) introduces documents related to forest ownership by temples. In Ohara, there were two dominant temples in the Edo Period: the Shorinin and Raigoin temples. Each temple governed large areas of forest in Ohara during the Edo Period. This paper introduces old documents related to forest ownership by the temples, especially Shorinin.

These documents are divided into three groups. Documents 1 to 4 are memoranda on the forest owned by Shorinin. These four documents were bound together, and only Document 2 includes the year 1752. Document 1 shows the location of the forests that Shorinin governed, with information on the dates when Shorinin obtained the forests and who Shorinin obtained them from. It also includes the amount of forest tax by location. Document 2 shows the number of forests that Shorinin owned in 1752. Document 3 outlines gifts from both temples to Kimura Sohemon. Document 4 shows the specific trees under the scrutiny of Kimura Sohemon; these were located within the forests governed by Shorinin.

Documents 5 to 25 are deeds of assignment for the forest. In these deeds, the new forest owner is primarily Shorinin or temples affiliated with Shorinin. The years recorded range from 1724 to 1842. Over this period, the area of forest governed by Shorinin increased. The documents also include the amount of forest tax paid to Kimura Sohemon.

Documents 26 to 62 are receipts of the forest tax, which the Shorinin and Raigoin temples paid to Kimura Sohemon, the governor of forests, from 1731 to 1835. As the amount paid by the two temples is combined, only a trend regarding the amount paid can be identified. The total amount paid increased to about 1.5 times the starting amount over the course of 104 years. It is possible that the area of forest governed by the two temples increased proportionally during this period.